

日時：平成29年6月26日（月）13:30～15:30
場所：グランドホテル藤花 2階大雪の間
(名寄市西5条南4丁目)

石狩川上流・天塩川上流 水防連絡協議会

第3回 天塩川上流 減災対策委員会

次 第

1 挨拶

2 議事

- 減災対策委員会の規約改定について-----P 3
 - ・ 水防法の改正について
 - ・ 規約の改定について
- 平成28年8月降雨による洪水概要について-----P12
- 幹事会の報告-----P18
- 水防災意識社会に向けた取組状況について-----P20
- 「概ね5年間で実施する取組」の進捗状況について-----P27
- 北海道管理河川での取組について-----P35
- 北海道管理河川における現状の水害リスク情報や取組状況について-----P44
- 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画について-----P61
- 今後の予定について-----P74

3 その他

4 閉会

石狩川上流・天塩川上流 水防連絡協議会
第3回 天塩川上流減災対策委員会

機 関 名	役 職	氏 名	備 考
士別市	市 長	牧野 勇司	代理：副市長 相山 佳則
名寄市	市 長	加藤 剛士	
和寒町	町 長	奥山 盛	代理：副町長 広富 之緒
剣淵町	町 長	早坂 純夫	
下川町	町 長	谷 一之	
美深町	町 長	山口 信夫	代理：副町長 今泉 和司
音威子府村	村 長	左近 勝	代理：副村長 佐藤 和之
中川町	町 長	川口 精雄	
上川総合振興局	局 長	渡辺 明彦	代理：地域創生部長 大野 哲弘
北海道警察旭川方面本部	本 部 長	池田 康則	代理：警備課長 岡崎 健一
陸上自衛隊 第2師団	師 団 長	高田 克樹	代理：防衛警備幹部 佐藤 俊輔
旭川地方气象台	台 長	磯部 英彦	
旭川開発建設部	部 長	樺澤 孝人	

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会[※] (約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定
※ 法定協議会の母数は見込み

条文抜粋

水防法等の一部を改正する法律

(大規模氾濫減災協議会)

第 15 条 9

「国土交通大臣は、第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第 15 条 10

「都道府県知事は、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

石狩川上流・天塩川上流減災対策委員会 設置要領	天塩川上流減災対策協議会規約(案)
(名称) 第1条 この会議は、「石狩川上流・天塩川上流減災対策委員会」(以下「減災対策委員会」という。)と称する。 (目的) 第2条 この減災対策委員会は、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川上流・天塩川上流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、石狩川上流・天塩川上流水防連絡協議会規約第4条第3項に基づき設置するものである。 (減災対策委員会) 第3条 減災対策委員会は、別表－4の職にある者をもって構成する。 2 減災対策委員会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。 3 会長は、減災対策委員会の事務を掌理する。 4 会長は、第1項によるもののほか、減災対策委員会の同意を得て、必要に応じて別表－4の職にあたる者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。 5 減災対策委員会は、必要に応じて水系毎に「石狩川上流減災対策委員会」及び、「天塩川上流減災対策委員会」として開催することができる。 (実施事項) 第4条 減災対策委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。	(名称) 第1条 この会議は、「<u>天塩川上流減災対策協議会</u>」(以下「<u>減災対策協議会</u>」<u>という。</u>)と称する。 (目的) 第2条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、<u>天塩川上流</u>における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、<u>水防法第十五条の九及び第十五条の十</u>に基づき設置するものである。 <u>なお、減災対策協議会の対象河川は、天塩川水系における、旭川開発建設部及び旭川建設管理部が管理する河川とする。</u> (減災対策協議会) 第3条 減災対策協議会は、別表の職にある者をもって構成する。 2 減災対策協議会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。 3 会長は、減災対策協議会の事務を掌理する。 4 会長は、第1項によるもののほか、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表の職にあたる者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。 (実施事項) 第4条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

石狩川上流・天塩川上流減災対策委員会 設置要領	天塩川上流減災対策協議会規約(案)
2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。 3 取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。 (減災対策幹事会) 第5条 減災対策委員会に減災対策幹事会を置く。 2 減災対策幹事会は、別紙－4の職にある者をもって構成する。 3 減災対策幹事会に幹事長を置き、幹事長は旭川開発建設部次長(河川・道路)をあてる。 4 幹事長は減災対策幹事会の事務を掌理する。 5 減災対策幹事会は、減災対策委員会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策委員会に報告する。 6 幹事長は、第2項によるもののほか、減災対策幹事会の同意を得て、必要に応じて別表－4の職にあたる者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。 7 減災対策幹事会は、必要に応じて水系毎に「石狩川上流減災対策幹事会」及び、「天塩川上流減災対策幹事会」として開催することができる。 (会議の公開) 第6条 減災対策委員会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策委員会に諮り、非公開とすることができる。 2 減災対策幹事会は原則非公開とし、減災対策幹事会の結果を減災対策委員会へ報告することにより公開と見なす。	2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。 3 取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。 (減災対策幹事会) 第5条 減災対策協議会に減災対策幹事会を置く。 2 減災対策幹事会は、別紙の職にある者をもって構成する。 3 減災対策幹事会に幹事長を置き、幹事長は旭川開発建設部次長(河川・道路)をあてる。 4 幹事長は減災対策幹事会の事務を掌理する。 5 減災対策幹事会は、減災対策協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策協議会に報告する。 6 幹事長は、第2項によるもののほか、減災対策幹事会の同意を得て、必要に応じて別表の職にあたる者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。 (会議の公開) 第6条 減災対策協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策協議会に諮り、非公開とすることができる。 2 減災対策幹事会は原則非公開とし、減災対策幹事会の結果を減災対策協議会へ報告することにより公開と見なす。

石狩川上流・天塩川上流減災対策委員会 設置要領	天塩川上流減災対策協議会規約(案)
(減災対策委員会資料等の公表) 第7条 減災対策委員会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策委員会の了解を得て公表しないものとする。 2 減災対策委員会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 (事務局) 第8条 減災対策委員会及び、減災対策幹事会の事務局は、石狩川上流・天塩川上流水防連絡協議会規約第12条に基づく事務局とする。 2 減災対策委員会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 減災対策幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 (雑則) 第9条 この要領に定めるもののほか、減災対策委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、減災対策委員会で定めるものとする。 (附則) 第10条 本要領は、平成28年5月27日から施行する。	(減災対策協議会資料等の公表) 第7条 減災対策協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 減災対策協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 (事務局) 第8条 減災対策協議会及び、減災対策幹事会の事務局は、<u>旭川開発建設部治水課及び、旭川建設管理部事業室治水課に置く。</u> 2 減災対策協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 減災対策幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 (雑則) 第9条 この<u>規約</u>に定めるもののほか、減災対策協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会で定めるものとする。 (附則) 第10条 本<u>規約</u>は、<u>平成29年6月26日</u>から施行する。

石狩川上流・天塩川上流減災対策委員会設置要領、天塩川上流減災対策協議会規約(案)4／4

石狩川上流・天塩川上流減災対策委員会 設置要領

別表－ 4

石狩川上流・天塩川上流 減災対策委員会

関 係 機 関	減災対策委員会	減災対策幹事会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長(会長)	旭川開発建設部次長 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 旭川河川事務所長(石狩川上流水系) 名寄河川事務所長(天塩川上流水系) 大雪ダム管理支所長(石狩川上流水系) 忠別ダム管理支所長(石狩川上流水系) 岩尾内ダム管理支所長(天塩川上流水系)
旭川地方气象台	旭川地方气象台長	旭川地方气象台防災管理官
上川総合振興局	上川総合振興局長	上川総合振興局地域創生部地域政策課長 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長
北海道警察旭川方面本部	北海道警察旭川方面本部長	北海道警察旭川方面本部警備課長
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長	司令部
石狩川上流水系 市町村	旭川市長 鷹栖町長 東神楽町長 当麻町長 比布町長 愛別町長 上川町長 東川町長 美瑛町長	旭川市防災安全部防災課長 鷹栖町総務企画課長 東神楽町総務課長 当麻町総務課長 比布町総務企画課長 愛別町総務企画課長 上川町企画総務課長 東川町企画総務課長 美瑛町建設水道課長
天塩川上流水系 市町村	士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長	士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部 治水課	

天塩川上流減災対策協議会規約(案)

別表

天塩川上流 減災対策協議会

関 係 機 関	減災対策協議会	減災対策幹事会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長(会長)	旭川開発建設部次長(幹事長) 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 名寄河川事務所長 岩尾内ダム管理支所長
旭川地方气象台	旭川地方气象台長	旭川地方气象台防災管理官
上川総合振興局	上川総合振興局長	地域創生部地域政策課長 旭川建設管理部用地管理室長 旭川建設管理部事業室長 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長
北海道警察旭川方面本部	北海道警察旭川方面本部長	北海道警察旭川方面本部警備課長
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長	司令部
天塩川上流水系 市町村	士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長	士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部 治水課 旭川建設管理部事業室 治水課	

天塩川上流減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「天塩川上流減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、天塩川上流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものである。

なお、減災対策協議会の対象河川は、天塩川水系における、旭川開発建設部及び旭川建設管理部が管理する河川とする。

（減災対策協議会）

第3条 減災対策協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 減災対策協議会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。
- 3 会長は、減災対策協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（実施事項）

第4条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。
- 3 取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（減災対策幹事会）

第5条 減災対策協議会に減災対策幹事会を置く。

- 2 減災対策幹事会は、別紙の職にある者をもって構成する。
- 3 減災対策幹事会に幹事長を置き、幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路）をあてる。
- 4 幹事長は減災対策幹事会の事務を掌理する。
- 5 減災対策幹事会は、減災対策協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策

等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策協議会に報告する。

- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、減災対策幹事会の同意を得て、必要に応じて別表の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（会議の公開）

第6条 減災対策協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 減災対策幹事会は原則非公開とし、減災対策幹事会の結果を減災対策協議会へ報告することにより公開と見なす。

（減災対策協議会資料等の公表）

第7条 減災対策協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 減災対策協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 減災対策協議会及び、減災対策幹事会の事務局は、旭川開発建設部治水課及び、旭川建設管理部事業室治水課に置く。

- 2 減災対策協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 減災対策幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、減災対策協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成29年6月26日から施行する。

別表

天塩川上流 減災対策協議会

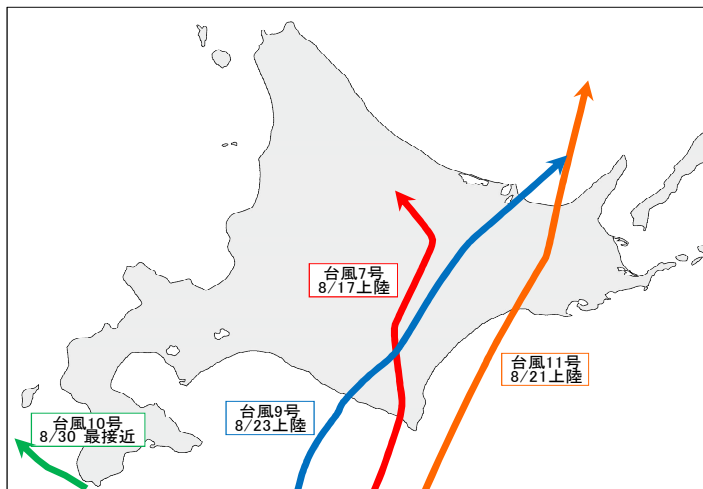
関 係 機 関	減災対策協議会	減災対策幹事会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長(会長)	旭川開発建設部次長(幹事長) 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 名寄河川事務所長 岩尾内ダム管理支所長
旭川地方气象台	旭川地方气象台長	旭川地方气象台防災管理官
上川総合振興局	上川総合振興局長	地域創生部地域政策課長 旭川建設管理部用地管理室長 旭川建設管理部事業室長 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長
北海道警察旭川方面本部	北海道警察旭川方面本部長	北海道警察旭川方面本部警備課長
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長	司令部
天塩川上流水系 市町村	士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長	士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部 治水課 旭川建設管理部事業室 治水課	

平成28年8月降雨による洪水概要について

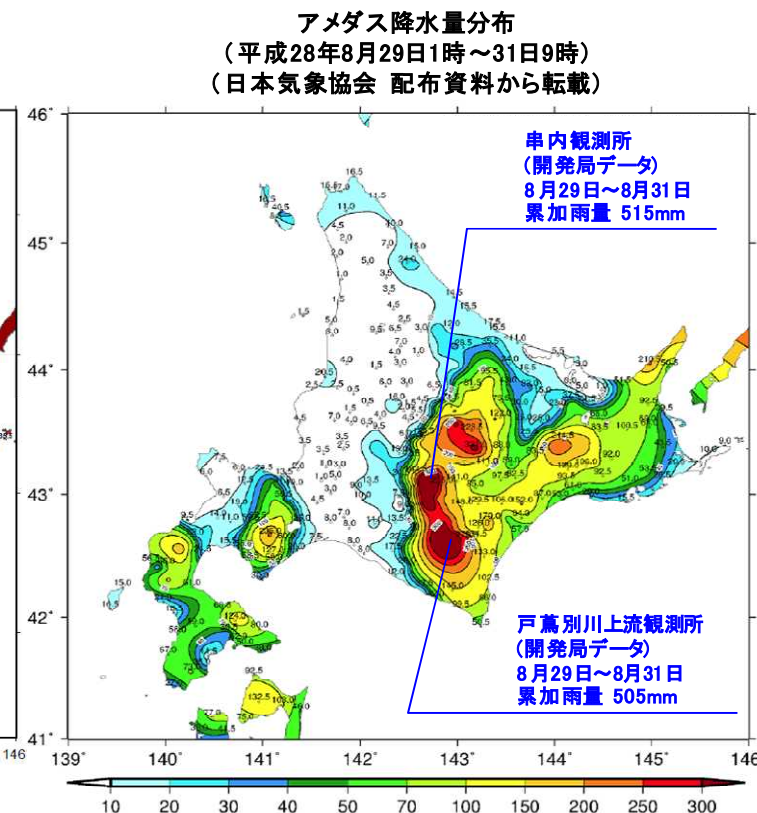
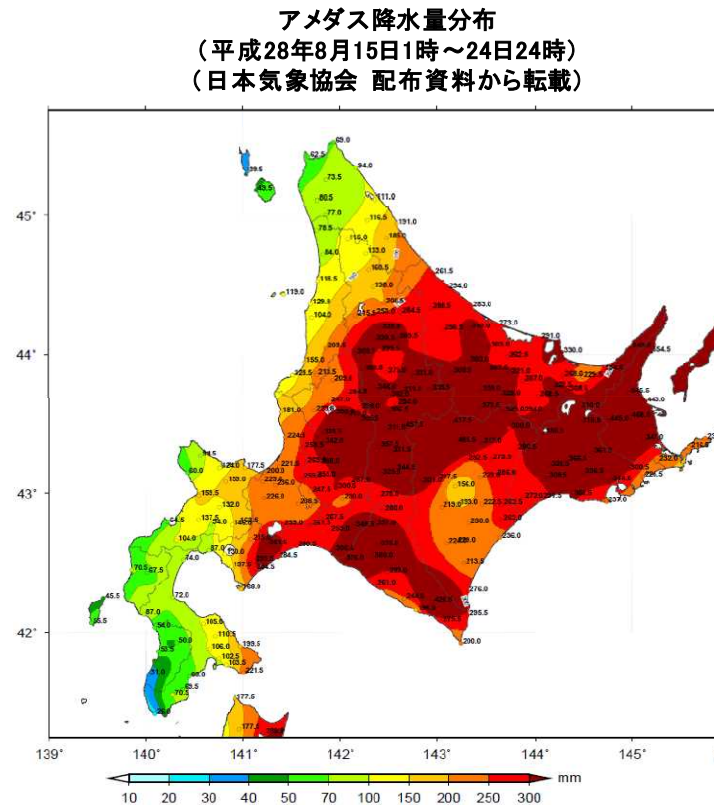
北海道開発局旭川開発建設部
平成29年6月26日

1. 降雨の概要①

○8月17日～23日の1週間に3個の台風が北海道に上陸し、道東を中心に大雨により河川の氾濫や土砂災害が発生した。また、8月29日から前線に伴う降雨があり、その後、台風第10号が北海道に接近し、串内観測所では8月29日から8月31日までの累加雨量が515mmに達するなど、各地で記録的な大雨となりました。



台風第7号・第11号・第9号・第10号 経路図



◆道内の主要な地点における年降水量の平均値 (mm)

地点名	年降水量の平均値 (mm)	統計期間	地点名	年降水量の平均値 (mm)	統計期間
札幌	1106.5	1981～2010	釧路	1042.9	1981～2010
函館	1151.7	1981～2010	帯広	887.8	1981～2010
小樽	1232.0	1981～2010	網走	787.6	1981～2010
旭川	1042.0	1981～2010	北見	763.6	1981～2010
室蘭	1184.8	1981～2010	留萌	1127.0	1981～2010

8/16～8/31の雨量観測について

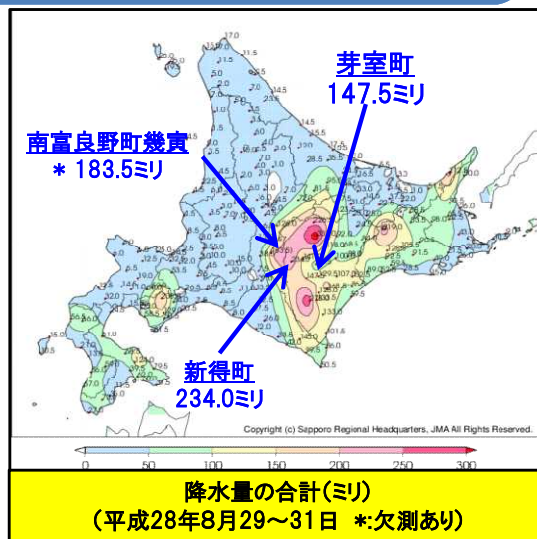
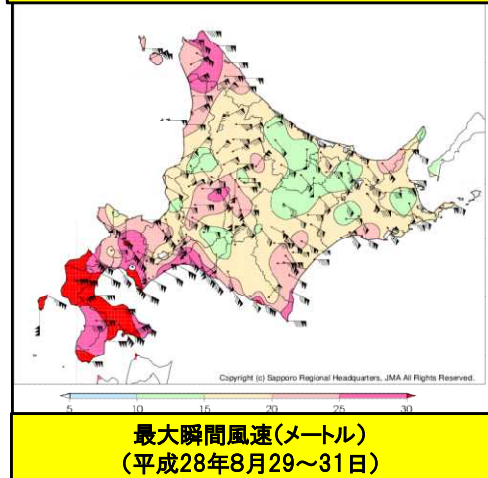
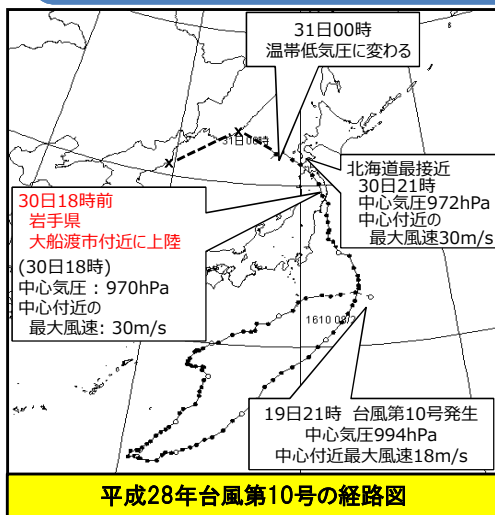
- ・串内観測所(空知郡南富良野町) 総雨量 888mm
- ・戸蔭別川上流観測所(北海道帯広市) 総雨量 895mm

※札幌管区気象台資料から転載

1. 降雨の概要②

平成28年台風第10号について

- 北海道地方は、8月29日～31日にかけて台風第10号の接近・通過に伴い、太平洋側の東斜面を中心に総雨量**200～300ミリの大雨**となった。
- また、道南地方を中心に35メートルを超える最大瞬間風速を観測した。
- このため、**河川の増水や氾濫による浸水被害や土砂災害、突風被害**が発生した。



観測所名	自治体名	最大瞬間風速(m/s)	観測所名	自治体名	降水量合計(mm)
たかまつ 高松	はこだて 函館市	* 36.5	ぬかびら げんせんきょう 源泉郷	かみしほろ 上士幌町	332.0
せたな	せたな町	36.5	かみさつない 上札内	なか札内村	278.0
だて 伊達	伊達市	35.2	しん得 新得	しん得町	234.0
うらかわ 浦河	うらかわ 浦河町	* 34.7	みつまた 三股	かみしほろ 上士幌町	226.5
おくしり 奥尻	おくしり 奥尻町	34.6	あかんこほん 阿寒湖畔	くしろ 釧路市	219.0
はこだて 函館	はこだて 函館市	34.2	うとろ 宇登呂	斜里町	212.5
もり 森	もり 森町	33.7	だて 伊達市	伊達市	208.0
すつ都 寿都	すつ都 寿都町	32.7	みなみらの 幾寅	南富良野町	* 183.5
むららん 室蘭	むららん 室蘭市	32.7☆	くしろ 釧路市	幕別町	168.5
まつ前 松前	まつ前 松前町	32.1	うらわ 浦幌町	うらわ 浦幌町	152.5

北海道内アメダスの最大瞬間風速(上位10)
(平成28年8月29～31日)

*欠測値を示す

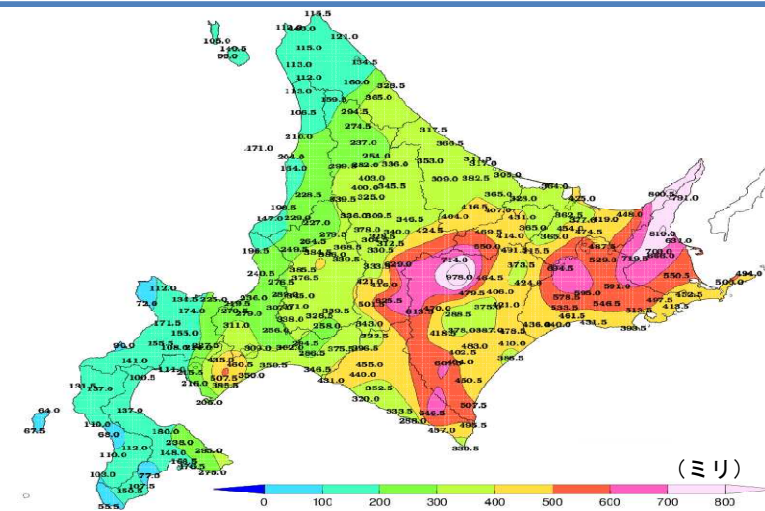
☆8月の極値を更新したことを示す

北海道内アメダスの降水量の合計(上位10)
(平成28年8月29～31日)

*欠測値を示す

平成28年8月の北海道の降水の状況

- 道内アメダス225地点中、“**89地点**”で、**月の降水量の極値(1位)を更新**し、道東の太平洋側の広い地域で平年の2～4倍となる500ミリを超える降水量となった。



<月降水量(多い方から)の極値を更新した地点(上位20地点)>

	1位(2016年8月)	2位	1位と2位の差(比)	8月の平年値(比)
1 ぬかびら源泉郷 (十勝)	978.0 mm	575.0 mm (1981年 8月)	403.0 mm (170%)	197.9 mm (494%)
2 糸ヶ別 (根室)	819.0 mm	477.0 mm (1994年 9月)	342.0 mm (172%)	169.5 mm (483%)
3 うとろ 宇登呂 (オホーツク)	800.5 mm	507.0 mm (1981年 8月)	293.5 mm (158%)	119.3 mm (671%)
4 らうす 羅臼 (根室)	791.0 mm	392.5 mm (2012年11月)	398.5 mm (202%)	----- (---%)
5 かみしべつ 上標津 (根室)	719.5 mm	278.0 mm (2009年 7月)	441.5 mm (259%)	----- (---%)
6 かみつた 三股 (十勝)	714.0 mm	354.5 mm (2011年 9月)	359.5 mm (202%)	----- (---%)
7 おむろなかしべつ 根室中標津 (根室)	700.0 mm	344.0 mm (2009年 7月)	356.0 mm (203%)	136.2 mm (514%)
8 あかんこほん 阿寒湖畔 (釧路)	694.5 mm	451.0 mm (1981年 8月)	243.5 mm (154%)	152.2 mm (456%)
9 なかしべつ 中標津 (根室)	666.0 mm	345.0 mm (1994年 9月)	321.0 mm (193%)	147.8 mm (451%)
10 なかしべつ 中札内 (日高)	646.5 mm	590.0 mm (1981年 7月)	56.5 mm (110%)	246.1 mm (263%)
11 しべつ 標津 (根室)	631.0 mm	359.0 mm (1992年 9月)	272.0 mm (176%)	137.8 mm (458%)
12 しらがね 白童 (上川)	629.0 mm	421.5 mm (2011年 9月)	207.5 mm (149%)	179.7 mm (350%)
13 いぐく 幾寅 (上川)	625.5 mm	343.0 mm (2001年 9月)	282.5 mm (182%)	161.7 mm (387%)
14 しん得 新得 (十勝)	613.5 mm	455.0 mm (1981年 8月)	158.5 mm (135%)	196.7 mm (312%)
15 かみさつない 上札内 (十勝)	601.5 mm	594.0 mm (1981年 8月)	7.5 mm (101%)	188.9 mm (318%)
16 つるい 鶴居 (釧路)	595.0 mm	360.0 mm (1998年 8月)	235.0 mm (165%)	129.0 mm (461%)
17 なかしべつ 中標津 (釧路)	591.0 mm	371.0 mm (1992年 9月)	220.0 mm (159%)	136.7 mm (432%)
18 なかしべつ 中標津 (釧路)	578.5 mm	345.0 mm (2000年 4月)	233.5 mm (168%)	167.3 mm (346%)
19 べつかい 別海 (根室)	550.5 mm	408.0 mm (1992年 9月)	142.5 mm (135%)	141.5 mm (389%)
20 おけとつねもと 釧路 釧路元 (オホーツク)	550.0 mm	267.0 mm (2006年 8月)	283.0 mm (206%)	----- (---%)

)：観測値は欠測あり。

※本資料の数値は速報値であるため、今後の調査で変わる場合があります。

2. 国管理河川の主な被害状況

■国管理河川では、石狩川水系空知川、十勝川水系札内川等で堤防が決壊するなどの被害が発生。北海道の国管理河川の堤防の決壊は、昭和56年洪水以来。

地理院地図 (電子国土Web)

台風第9号による大雨
石狩川水系石狩川(深川市、旭川市)

- ・溢水
- ・浸水面積 約120ha 浸水家屋 4戸



台風第10号による大雨
石狩川水系空知川(南富良野町)

- ・堤防決壊 2箇所
- ・浸水面積 約130ha 浸水家屋189戸



8月20日から続く大雨
常呂川水系常呂川(北見市)

- ・堤防決壊 1箇所 越水4箇所
- ・浸水面積 約500ha



台風第10号による大雨
十勝川水系札内川(帯広市)

- ・堤防決壊 2箇所
- ・浸水面積 約50ha 浸水家屋2戸他



3. 北海道管理河川の主な被害状況①(台風第11号、第9号)

■石狩川水系辺別川及び常呂川水系東亜川で堤防が決壊する等、17水系44河川において浸水被害等が発生。

石狩川水系:22 河川
【床下浸水16戸_床上浸水1戸_浸水面積370.1ha】



石狩川水系辺別川(被害状況)H28.8.23撮影



石狩川水系ペーパン川(被害状況)H28.8.21撮影

渚滑川水系:1河川
【床上浸水1戸_浸水面積12.0 ha】

湧別川水系:1河川
【浸水面積21.8 ha】

常呂川水系:3河川
【床下浸水11戸_床上浸水1戸_浸水面積117.5ha】



常呂川水系東亜川(被害状況)H28.8.23撮影

網走川水系:2河川
【浸水面積19.1ha】

藻琴川水系:1河川
【浸水面積29.0ha】

鶴川水系:1河川【床下浸水1戸、浸水面積25.1ha】



鶴川水系穂別川(被害状況)H28.8.25撮影

真沼津川水系:1河川
【浸水面積19.3ha】

入鹿別川水系:1河川
【浸水面積26.9ha】

3. 北海道管理河川の主な被害状況②(台風第10号)

■十勝川水系芽室川で堤防が決壊する等、7水系19河川において浸水被害等が発生。

石狩川水系:2河川
【床下浸水24戸_床上浸水5戸_浸水面積69ha】

沙流川水系:1河川
【床下浸水12戸_全壊1戸_半壊1戸_浸水面積180ha】



沙流川水系沙流川(被害状況)H28.8.31撮影

湧別川水系:2河川
【浸水面積20ha】

斜里川水系:2河川
【浸水面積66ha】
奥摩別川水系:1河川
【浸水面積36ha】

十勝川水系:10河川
【家屋流出15戸、床上浸水58戸、床下浸水111戸、浸水面積441ha】



十勝川水系芽室川(被害状況)H28.8.31撮影



十勝川水系パンケ新得川(被害状況)H28.9.1撮影



十勝川水系ペケレベツ川(被害状況)H28.9.1撮影



十勝川水系ペケレベツ川(被害状況)H28.8.31撮影

○幹事会の報告

天塩川上流 減災対策幹事会（第1回）（平成28年8月4日）

○「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく天塩川上流の減災に係る取組方針（案）について

○今後の進め方について

出席者

所 属	課所名	役職名	氏 名
士別市	総務課	課長	青木 伸裕
名寄市	総務部	参事 主幹	高久 晴三 山下 昌之（随行）
和寒町	総務課		欠席
剣淵町	総務課	課長	上林 聖久
下川町	税務住民課	課長	長岡 哲郎
美深町	総務課	係長	南坂 健司（代理）
音威子府村	総務課	課長	中河内 斉
中川町	総務課	課長	佐藤 弘基
上川総合振興局	地域創生部 地域政策課		欠席
旭川建設管理部	用地管理室 維持管理課	主査	浜田 祐悟（代理）
旭川建設管理部	事業室治水課	課長	上前 孝之
北海道警察 旭川方面本部	警備課	課長補佐 災害係員	佐々木 学（代理） 齋藤 龍也（随行）
陸上自衛隊	第二師団司令部	第3部 防衛警備幹部	佐藤 俊輔（代理）
旭川地方气象台		防災管理官 水害対策気象官	浅井 義孝 増澤 宏紀（随行）
旭川開発建設部		次長（道路・河川）	巖倉 啓子
	公物管理課	課長	谷坂 昭彦
	治水課	課長	一法師 隆充
	施設整備課	課長	山上 満寿夫
	防災対策官	防災対策官	馬場 道隆（代理）
	名寄河川事務所	所長	広岡 敬二
	岩尾内ダム管理支所	支所長	斉藤 好生

天塩川上流 減災対策幹事会（第2回）（平成29年4月28日）

- 水防災意識社会再構築に向けた取組状況について
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく北海道管理河川での取組について
- 減災対策委員会設置要領（案）について
- 北海道管理河川における現状の水害リスク情報や取組状況について
- 「概ね5年間で実施する取組」の進捗状況について
- 今後のスケジュール（案）について

出席者

所 属	課所名	役職名	氏 名
士別市	総務課	課長	青木 伸裕
名寄市	総務部	参事 主幹 主幹	高久 晴三 池島 正宏(随員) 山下 昌之(随員)
和寒町	総務課	生活安全係長	渡邊 直樹(代理)
剣淵町	総務課	課長	上林 聖久
下川町	税務住民課	上席主幹	古内 伸一(代理)
美深町	総務課	副主幹	南坂 健司(代理)
音威子府村	総務課	課長	中河内 齊
中川町	総務課	課長	齋藤 裕志
上川総合振興局	地域創生部 地域政策課		欠席
旭川建設管理部	用地管理室 維持管理課	課長 主査	寒河江 正 石田 拓
旭川建設管理部	事業室治水課	課長 主査	上前 孝之 辻 輝之
北海道警察 旭川方面本部	警備課	課長補佐 災害係員	佐々木 学(代理) 齋藤 龍也(随員)
陸上自衛隊	第二師団司令部	第3部 防衛警備幹部	佐藤 俊輔(代理)
旭川地方気象台		防災管理官 水害対策気象官	浅井 義孝 増澤 宏紀(随員)
旭川開発建設部		次長（道路・河川）	巖倉 啓子
	公物管理課	課長	佐藤 明人
	治水課	課長	一法師 隆充
	施設整備課	課長	山上 満寿夫
	防災対策官	防災対策官	浅岡 照夫
	名寄河川事務所	副所長	増田 宏幸(代理)
	岩尾内ダム管理支所	支所長	水口 守

水防災意識社会再構築に向けた取組状況について

関東・東北豪雨

●平成27年9月 利根川水系鬼怒川の堤防決壊



- ・住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生
- ・施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念

「水防災意識社会の再構築」に向けて

- 平成27年12月 社会資本整備審議会 会長から国土交通大臣へ答申
 - ・施設では守り切れない大洪水は必ず発生
 - ・水防災意識社会を再構築する必要がある
- 平成28年1月 国土交通省は、答申を踏まえ、「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川と沿線市町村において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を実施することを公表。

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿線市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

＜ソフト対策＞ 住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

＜ハード対策＞ 「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

＜危機管理型ハード対策＞

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

＜洪水氾濫を未然に防ぐ対策＞

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

＜住民目線のソフト対策＞

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
- 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫危険区域等の公表
- 住民のともべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改訂
- 不動産関係事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
- タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
- 水位計やライブカメラの設置
- スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・浸水等をもたらすような堤防決壊に伴う氾濫（浸水）の想定範囲を示す。この範囲内では、洪水の浸水が想定される。

石狩川上流・天塩川上流 減災対策委員会

- 平成28年5月 水害リスク情報や取組状況の共有、減災のための目標を共有
- 平成28年9月 減災の為の取組方針（概ね5年で実施する取組）の策定
- 平成29年〇月 減災の為の取組方針を道管理河川に拡大

再構築ビジョンの取組を道管理河川に拡大

- 水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく道管理河川での取組（平成28年10月 国土交通省 水管理・国土保全局長）

平成28年8月 北海道・東北を襲った一連の台風

- 北海道：国・道管理河川で堤防決壊
- 東北：県管理河川で浸水被害



「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」

- 平成29年1月 社会資本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申
 - ・水防災意識社会再構築の取組加速
 - ・都道府県が管理する中小河川において本格展開すべき

「水防法等の一部を改正する法律案」

- 平成29年2月 閣議決定（以下、概要抜粋）
 - ・大規模氾濫減災協議会制度を創設
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化
 - ・高度な技術等を要するダム再開発や災害復旧事業等を国による工事の代行制度創設

北海道知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



国水河計第 79 号
国水環第 55 号
国水治第 76 号
国水防第 203 号
平成 28 年 10 月 7 日

北海道 建設部長 殿

国土交通省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局

河 川 計 画 課 長

河 川 環 境 課 長

治 水 課 長

防 災 課 長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等
管理河川での取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川の取組については、平成 28 年 10 月 7 日付（国水河計第 78 号）において水管理・国土保全局長から通知したところですが、協議会の進め方等については、別紙を参考とされるようお願いします。

なお、本取組を進めるにあたっては、貴都道府県・政令指定都市の関係する部局とも十分連携されるようお願いします。

また、国土交通省としても取組を支援するため、各地方整備局等に相談窓口を設置したので十分相談のうえ取り組まれるようお願いします。

(別 紙)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での
取組の進め方について

一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

二 協議会等の進め方

1 協議会の設置

- (1) 都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水浸水想定区域が指定されている洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進する。
- (2) 対象となる河川が多くなることを踏まえ、総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置する。

2 協議会等の構成員

- (1) 関係する都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加する。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加する。また、市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加する。
- (2) 協議会等には、全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画する。

3 協議会等において実施する事項

協議会等では以下の内容について別添の国管理河川の進め方を参考として取り組むこととする。留意点等の詳細については、各協議会等での検討状況等も踏まえ逐次連絡する。

- ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有（洪水浸水想定区域、情報伝達、避難計画等に関する事項等）
- ② 地域の取組方針の作成（概ね5年以内で実施する取組内容）
- ③ フォローアップ

三 協議会等の取組スケジュール

1 協議会等の設置

平成29年度出水期までを目途に協議会等を設置し、現状の水害リスク情報や取組状況の共有を図ることを目標とする。

2 「地域の取組方針」の作成

平成29年度末までを目途に各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項をとりまとめることを目標とする。

四 都道府県等管理河川の取組に関する相談窓口

都道府県等管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局等の地域河川課等に設置するので十分に相談のうえ取組を進める。

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風について

○北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側からの上陸は、気象庁の統計開始以来初めて。

○北海道の国管理河川において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生。道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生。また、東北地方の県管理河川においては、12水系20河川で浸水被害が発生。

被害状況

【北海道】

一級水系の支川などの国管理区間において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生するとともに、道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生するなど、死者3名、不明者2名、重軽傷者13名、住家の全壊30棟、半壊・一部損壊1,019棟、床上・床下浸水927棟など甚大な被害が発生した。

【東北地方】

東北地方の県管理河川(岩手県、青森県、宮城県)では、12水系20河川で浸水被害が発生し、岩手県では死者20名、不明者3名、重軽傷者4名、住家の全壊472棟、半壊・一部損壊2,359棟、床上・床下浸水1,466棟など甚大な被害が発生した。

北海道内における主な被害状況

石狩川水系:
・22河川(台風第9、11号)
【浸水面積 370ha 床上浸水1戸 床下浸水16戸】
・2河川(台風第10号)
【浸水面積69ha 床上浸水5戸 床下浸水24戸】

石狩川水系空知川(南富良野市)堤防決壊
・浸水面積 約130ha、浸水家屋183戸

空知川上流(南富良野町)堤防決壊状況



札内川(帯広市)堤防決壊状況



常呂川水系 堤防決壊
・浸水面積約118ha、床上・床下浸水12戸

十勝川水系札内川(帯広市)堤防決壊

・浸水約50ha
十勝川水系芽室川 堤防決壊
・家屋流出3戸、床上・床下浸水260戸、浸水約441ha

台風経路図

【台風7号経路】

【台風11号経路】

【台風9号経路】

【台風10号経路】



東北地方の県管理河川の主な被害状況

久慈川、川又川、長内川(久慈市)
・越水等により、床上浸水850戸、床下浸水150戸の被害あり



H28. 8. 31撮影
浸水した高齢者利用施設の状況(岩手県岩泉町)

小本川、清水川(岩泉町)
・溢水・越水・決壊により浸水339ha、床上浸水723戸、
床下浸水121戸



久慈市内 被害状況



小本川 被害状況



答申の概要(対応すべき主な課題)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

<諮問内容>

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、気候変動の影響もあり水害の頻発化・激甚化が懸念され、かつ人口減少下における社会情勢の中、中小河川等における水防災意識社会再構築を如何に進めていくべきか。

【一連の台風による被害の特徴】

- 一級河川の支川や二級河川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が発生
- 中山間地域の要配慮者利用施設で、入所者の逃げ遅れによる被害が発生
- 橋梁など重要インフラの被害や農業被害が復旧復興に深刻な影響

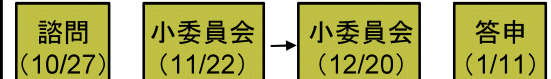
【気候変動・人口減少下における中小河川等の現状】

- 気候変動の影響に伴い集中豪雨発生頻度が高くなると、中小河川等は流下断面が比較的小さいこともあり、洪水氾濫による被害が発生しやすくなる。加えてその沿川は中山間地域である場合が多く、人口減少や高齢化の影響により地域防災力そのものが低下していることから、洪水などの自然災害に対して脆弱な地域となっている

【平成27年12月答申を踏まえた主な取組状況】

- 国管理河川を中心として「水防災意識社会」の再構築に向け、ソフト対策とハード対策が一体となった取組が全国で展開されており、既に一部では取組による効果も発現。タイムラインやホットライン等の取組については、都道府県管理河川においても、同様に推進することが有効

【審議等経緯】



【委員】※敬称略 五十音順

委員長 小池俊雄
(東京大学大学院工学系研究科教授)

委員 久住時男
(新潟県見附市長)

清水義彦
(群馬大学大学院理工学府教授)

関根正人
(早稲田大学理工学術院教授)

多々納裕一
(京都大学防災研究所教授)

田中 淳
(東京大学総合防災情報研究センター長)

田村圭子
(新潟大学危機管理本部危機管理室教授)

対応すべき主な課題

【関係機関が連携したハード・ソフト対策】

- 都道府県管理河川においても取組を進める必要がある。

【適切な避難のための情報提供・共有】

- 緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない 場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障。
- 浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が必ずしも進んでいない。
- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていない。

【河川管理施設の機能の確保】

- 少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化等により、樋門等の操作員の確保が困難。

【災害リスクに応じた土地利用】

- 河川沿いの要配慮者利用施設や比較的築年数の浅い工場等が被災しており、必ずしも適切な土地利用がなされていない。

【中小河川等の治水対策】

- 上下流バランスや財政制約等の観点から整備水準が必ずしも高くないことに加え、局地的な豪雨が増加していることもあり、各地で現況施設能力を上回る洪水が発生。
- 道路、鉄道、農地等において甚大な被害が発生し、復旧・復興が遅延。被災地以外にもその影響が波及。

【地方公共団体への支援】

- 都道府県管理河川は、河川数が多く総管理延長も長いことに加え、地方公共団体職員の減少や経験不足から、広域的かつ激甚な災害が発生した場合、情報収集、提供等の災害対応に支障。また、地方公共団体の被災状況によっては迅速な災害復旧を行うことが困難。
- 水防団員の減少や高齢化により、水防管理団体である市町村等の水防団体が脆弱化しており、地域防災力が低下。

答申の概要～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

対策の基本方針

今回の一連の台風の被害の特徴や気候変動、人口減少等における社会情勢を踏まえ、財政的にも体制的にも厳しい中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

目標 『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

実施すべき対策

■ 関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的な推進

- 都道府県管理河川においても協議会の設置を促進
- 協議会による取組の継続・実効性が確保される仕組み構築

■ 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

- 浸水想定区域を公表する水位周知河川の指定を促進
- 早期に体制が整備されるよう簡易水位計の開発・設置の促進
- 浸水実績等水害リスク情報として周知する仕組み構築
- 要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を徹底させるための仕組み構築 など

■ 河川管理施設の効果の確実な発現

- 操作不要な樋門等の導入を推進
- ICT等最新技術の活用による河川管理の高度化を推進 など

■ 関係機関と連携した適切な土地利用の促進

- 水害リスク情報の提供、災害危険区域指定事例の周知 など

■ 重点化・効率化による治水対策の促進

【人口・資産が点在する地域等における治水対策】

- 輪中堤などの局所的な対応による効率的な対策を推進
- 避難場所など関係者が一体となった取組による整備促進
- 浸水被害の拡大を抑制する自然地形等を保全する仕組み構築
- ため池などの貯留機能の保全などの流出抑制対策推進

【上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策】

- ダムなどの既存ストックを最大限活用した効率的な対策実施
- ダムの再開発等の工事を国等が代行する仕組み構築

【社会経済に大きな影響を与える施設の保全】

- 重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進 など

■ 災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

- 災害復旧申請作業など一連の災害復旧への支援について検討
- 大規模な災害復旧工事を国が代行する仕組み構築
- 発災前の警戒段階からの支援を検討
- 災害対応等に豊富な知見を有する行政経験者等を活用
- 建設業者がより円滑に水防活動を実施できる仕組み構築 など

天塩川上流の減災に関する取組方針 フォローアップ

大項目	中項目	小項目	取組機関	目標時期	スケジュール(上段:計画、下段:実績)					H28取組内容	H29以降取組内容	対象 市町村数	取組着手 市町村数
					H28	H29	H30	H31	H32				
ハード対策 の 主な取組	■洪水氾濫を未然に防ぐを対策	河道掘削、堤防整備	旭川開発建設部	～平成32年度	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
	■危機管理型ハード対策	堤防天端の保護、堤防法尻の補強	旭川開発建設部	～平成32年度	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供システム構築	旭川開発建設部	平成28年度から実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
		②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	旭川開発建設部 天塩川上流自治体	平成28年度から実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
		③迅速な水防活動に資するための水防拠点整備や、洪水の長期化に備えた水防資機材の整備について検討	旭川開発建設部	～平成32年度	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
		④SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、コミュニティFM等の様々な情報伝達手段の整備	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
		⑤避難場所の明確化(避難誘導のための看板設置等)に関する取組を行う	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組	■情報伝達、避難計画等に関する事項	①円滑かつ迅速な避難行動のため、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上を行う	旭川開発建設部 上川総合振興局 天塩川上流自治体	平成28年度から実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				・名寄市、中川町について作成完了。	・対象市町村においてH29年出水期までにタイムラインを作成 ・タイムラインを用いた訓練や実際の対応等を踏まえた精度向上を実施予定	8	2
		②わかりやすい洪水予報伝文への改良を行う	旭川開発建設部 旭川地方气象台	平成28年度実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■								
		③避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び避難訓練の実施	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	・避難行動要支援者施設へ施設ごとの防災計画を策定するよう指導。 ・避難行動要支援者等が逃げ遅れた場合の避難計画作成を自主防災組織に依頼(一部の組織にて計画が作成されている) ・防災士の資格取得の促進や、避難行動要支援者台帳の整備・更新を実施。 ・避難行動要支援者名簿の整備及び、関係機関への情報提供を実施。	・避難行動要支援者施設における防災計画の作成を引き続き指導する。 ・防災意識の高揚や避難計画作成に繋がるよう、自主防災組織の設立・活動への支援を継続して取り組む。 ・引き続き防災士の資格取得を即するとともに、地域での防災訓練の実施を呼びかけ、避難体制の充実を図っていく。 ・避難行動要支援者を考慮したロールプレイング形式の訓練等を実施する。 ・避難行動要支援者に対する個別計画の策定及び、それに基づく避難訓練の実施を検討。 ・避難行動要支援者を対象とした避難訓練計画の策定に関し、町内会及び自治会と意見交換を行い訓練計画を策定・実施。 ・H29.5に水害・土砂災害への備えに関する要配慮者施設管理者向け説明会を開催。	8	7
		④想定最大規模の洪水を踏まえた避難方法・避難場所の見直しを実施するとともに、隣接市町村を含めた広域避難計画に関する検討を行う	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	・H28年度 想定最大規模も含めた浸水想定区域図を公表 ・防災担当者会議などで近隣町村との広域避難に対する考え方の意見交換を実施。	・近隣市町村の担当者との連携を密にし相互応援や、課題についての意見交換を行う。 ・避難が長期化した場合の対応について検討を進める	8	1
		⑤SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、コミュニティFM等を活用した情報発信を実施	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				

大項目	中項目	小項目	取組機関	目標時期	スケジュール(上段:計画、下段:実績)					H28取組内容	H29以降取組内容	対象 市町村数	取組着手 市町村数
					H28	H29	H30	H31	H32				
都市機能や 社会経済活 動の早期復 旧のための 取組	■氾濫水の排 水、施設運用等 に関する取組	①排水ポンプ車等の災害対策車の出動 要請方法等に関する確認	旭川開発建設部 自衛隊 天塩川上流自治体	平成28年度から実施	■ ■ ■ ■ ■ ■■■■■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
		②迅速な氾濫水の排水を行う為、排水ポ ンプ車等の操作訓練を行う	旭川開発建設部 自衛隊 天塩川上流自治体	引き続き実施	■ ■ ■ ■ ■ ■■■■■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■				
		③内水被害常襲箇所の把握と、効果的な 排水を行う為の排水ポンプ設置箇所検討 及び、釜場等の整備	旭川開発建設部 天塩川上流自治体	平成28年度から 検討・実施	■ ■ ■ ■ ■ ■■■■■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	・大雨時の内水氾濫被害に対し、十分な水 中ポンプ等の手配ができず対応できなかったため、内水氾濫被害箇所の整理を実施。 ・H28.8の大雨災害で内水常襲箇所の現地 把握を実施。また、住民とのワークショップ で内水常襲箇所の情報共有を実施。	・H29年度に旭川開建で行う緊急排水計画 (案)の検討と連携し、内水被害常襲箇所の 把握、排水ポンプ設置箇所検討を実施予 定。 ・7月～10月の台風時期に、発電機、水中 ポンプ、ホースをリース会社から借り上げ る。	8	3

【旭川開発建設部】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

流域市町村防災担当職員を対象とした研修を実施

- 戦後最大の洪水となった昭和56年8月上旬洪水以降、流域全体に被害が及ぶような大規模な洪水が無いまま30年以上が経過しており、大規模水害を経験した市町村職員の多くが定年を迎える等、大規模水害への意識が風化する一方、近年の気候変動に伴うゲリラ豪雨の増加や、今年8月の1週間に3つの台風が北海道に上陸するといった異状気象など、大水害の危機が高まっている。
- 水害対策に関する技術力・対応力向上を図るため、天塩川上流の減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に位置付け、天塩川治水促進期成会(事務局:名寄市)と北海道・気象台・北海道開発局等が連携し、天塩川流域 豪雨災害対策職員研修を実施。

日 程 : 平成28年10月18日(火)～19日(水)
名寄市にて開催

参加者 : 11市町村から約40名が参加のほか、北海道、気象台、開発局等からも参加

研修内容

10月18日

- ・防災気象情報に関する基礎知識(講師:気象台)
- ・防災に関する基礎知識(講師:開発局)
- ・河川情報に関する基礎知識(講師:開発局)
- ・北海道の防災体制等について(講師:北海道)

10月19日

- ・豪雨災害の対応について(講師:E-TReC)
- ・豪雨災害グループワーク(災害図上訓練)

・防災気象情報の基礎知識
・防災に関する基礎知識
・河川情報に関する基礎知識
・北海道の防災体制等に関する講義



・豪雨災害時に必要な対応についての講話



【アンケート結果の抜粋】

- 理解・習得したものを職場で活用出来る(97.7%)
- 研修内容の満足度(100%)

【今後について】

- アンケート結果等を基に、豪雨災害対策職員研修に関するフォローアップを実施し、内容の更なる充実を図り、研修を継続。



・豪雨災害グループワーク(グループ内討議)
(災害初期段階、避難実施段階等様々な場面を想定し、必要な体制や対応事項について演習形式で学習)



・豪雨災害グループワーク(発表)

豪雨災害対策職員研修の実施状況

【旭川開発建設部】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

水害リスクの高い箇所の共同点検を実施

- 天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、流下能力が低い区間や水衝部等の水害リスクの高い箇所について、水防活動の効率化及び水防体制の強化を目的に、自治体等と共同点検を実施。
- 関係機関と連携して今後も継続的に実施。



【名寄市】 2016. 8. 2



【士別市】 2016. 8. 2



【下川町】 2016. 8. 2



【美深町】 2016. 8. 3



【音威子府村】 2016. 8. 3



【中川町】 2016. 8. 30

【旭川開発建設部】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

小・中学生を対象とした防災教育を実施

- 天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、天塩川上流水防学習会を和寒町立和寒小学校にて実施し自主防災意識の向上を図った。
- より効果的な学習会となるように流域市町村と連携して今後も継続的に実施。

- ・ 目 的 : 大雨等に伴う災害の危険を理解すると共に、災害時の状況を体感することで、自主的な避難行動に結びつける
- ・ 主 催 : 和寒町、名寄河川事務所
- ・ 協 力 : 旭川地方気象台、(独)土木研究所寒地土木研究所道北支所
- ・ 実施日 : 平成28年9月9日
- ・ 実施箇所 : 和寒町立和寒小学校
- ・ 参加者 : 4年生 28名、5年生 23名、父兄3名、教員 4名
- ・ 実施内容 : (学習会)
「大雨が降ったら、みんなどうする。」
「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう」
(体験学習)
「降雨体験」「流水体験」「地下浸水体験」「川の模型実験」



学習会実施状況



降雨体験



地下浸水体験



川の模型実験

【アンケート結果の抜粋】

- ・災害から身を守るには、すぐに安全な場所に避難する必要があることを学んだ。テレビやラジオなど大雨の情報をする方法がわかったので、気象情報に気を付けて見るようにする。
- ・体験学習は児童が積極的に参加し、水害の危険性を学ぶことができ貴重な体験ができた。また、学習会についても和寒町にあわせた資料となっておりとてもわかりやすく学べた。

【旭川開発建設部】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

関係機関・地域住民等を対象とした水防災に関する訓練を実施

- 天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、天塩川上流水防研修会を士別市町内会を対象に実施し、自主防災意識の向上を図った。
- より効果的な研修会となるように流域市町村と連携して今後も継続的に実施。

- ・ 目 的 : 講話、災害図上訓練(DIG)、体験プログラムを通じ、近年の水害や土砂災害等を踏まえ、その際にとるべき行動を再確認することを通じ、水防意識や地域防災力の向上を図る
- ・ 主 催 : 士別市、名寄河川事務所
- ・ 協 力 : 旭川地方気象台、(独)土木研究所寒地土木研究所道北支所
- ・ 実施日 : 平成28年8月20日
- ・ 実施箇所 : 天塩会館 (士別市東2条北8丁目)
- ・ 参加者 : 北光(東部)・九十九地区町内会17名、士別市長ほか市職員
- ・ 実施内容 : (体験学習)
災害弱者に対応した避難シミュレーション、川の模型実験
(座学)「災害から身を守るために」【旭川地方気象台】
(洪水時図上訓練)
地域特性の把握、情報収集と避難準備、災害時の避難行動



士別市長 開会挨拶



災害図上訓練



避難シミュレーション



川の模型実験

【アンケート結果の抜粋】

- ・温暖化により北海道も本州並みの豪雨が発生することも考えていなければいけない。普段の生活の中で防災について気をつけたい。
- ・昔から住んでいる人はそれなりに地域特性を把握しているが、移り住んだばかりの人にも分かるような配慮が必要。

【旭川開発建設部】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

迅速な氾濫水の排水を行う為の操作訓練を実施

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、水害時における迅速な氾濫水の排除を行うため、災害協定業者に対して、排水ポンプ車及び排水ポンプパッケージ等災害対策用機械の操作訓練を実施。今後も継続的に実施。

排水ポンプ車操作訓練 実施回数：7回(平成28年度)



ホース接続



ポンプ投入



排水状況



全景

排水ポンプパッケージ操作訓練 (実施日：平成28年7月)

○排水ポンプパッケージ

寸 法：1.6m×1.3m×1.8m
質 量：650kg
排水能力：10m³/min
※一般的な排水ポンプ車は30m³/min
ポ ンプ：φ200mm、
質量24kg×2台
揚 程：10m



訓練実施状況

【士別市】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

関係機関・地域住民等を対象とした水防災に関する訓練を実施

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、天塩川上流水防研修会を士別市町内会を対象に実施し、自主防災意識の向上を図った。
■北光自治会において、气象台職員による近年の気象についての講義のほか、図上訓練を行い住民の危機意識高揚を図った。

実施日：平成28年8月20日(土)

場 所：塩会館(士別市東2条北7丁目)

参加者：自治会住民、名寄河川事務所、市職員
人 数：20名

内 容：气象台職員による講話、災害時図上訓練、応急担架やロープワークなどの体験プログラム、非常食の試食

その他：本研修は、台風の接近や前線の活動により、すでに大雨が降りだしている中で開催された。

市内でも比較的水がつきにくい地区であるが、当日の天候もあり、住民の水防に関する意識が高まった。



DIGの様子



意見発表の様子



河川の氾濫模型



応急担架の体験

【名寄市】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

小中学生を中心とした天塩川の洪水の特徴を踏まえた防災教育の実施

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、災害時を想定し、緊急告知ラジオ及び緊急割り込み放送を使用した避難訓練を実施

目的～地震に対する対応を習得し、情報収集の方法を学びます。地震以外の情報収集にも役立てます。

午前10時0分	日本海溝・千島海溝周辺で大地震発生
↓	
午前10時1分	地震発生をFM波で発信、参加者はラジオ放送で受信
↓	
午前10時3分	増毛山東縁断層帯の地震発生
↓	
午前10時3分	訓練実施 ドロップ・カバー・ホールドオン



市内市立小学校5校・中学校1校・名寄市民多数が参加

【和寒町】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

小中学生を中心とした天塩川の洪水の特徴を踏まえた防災教育の実施

- 天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、防災教育(出前講座)を実施。
- 和寒町立和寒小学校4・5年生が川に係わる災害について学ぶことを目的とし、体験プログラムや学習会を通して災害時の危険な状況から身を守る方法を学習することで、日常生活の様々な場面で安全な行動ができるようになることを目指す。

実施日：平成28年9月9日（金）
場所：和寒町立和寒小学校
（北海道上川郡和寒町字北町42番地）
参加機関：和寒町立和寒小学校
参加人数：51人（4年生28人、5年生23人）
実施内容：大雨についての講義、降雨体験、流水体験、地下浸水体験、川の模型実験など



川の模型を見ながら説明を受ける児童



流水体験を受ける児童



降雨体験を受ける児童



講師が川の安全対策について説明



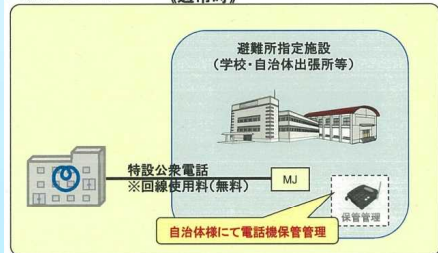
【中川町】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況

SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、コミュニティFM等の様々な情報伝達手段の整備(多言語化対応含む)

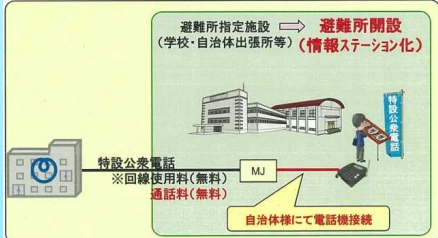
- 天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、各避難所にNTTの特設公衆電話回線を設置。
- 災害発生時を想定し、被災エリアにおける安否確認や避難場所等への連絡通信手段確保を目的とし、NTT東日本と自治体等で連携し、電話回線を事前に配備し、有事の際、当該地域の避難者に速やかに通信環境を提供する。

期 間：平成28年4月～10月
場 所：中川町内の避難所14施設
内 容：特設公衆電話回線の設置

■提供イメージ 《通常時》



《災害発生時》



特設公衆電話回線設置状況

平成29年 6月 26日（月） 13:30～
第3回 天塩上流減災対策委員会

「水防災意識社会再構築ビジョン」
に基づく
北海道管理河川での取組について

天塩川上流

北海道上川総合振興局

「水防災意識社会再構築ビジョン」 に基づく取組について



水防災意識社会再構築ビジョンに係る直轄河川での取組 ～ 概要 ～

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、**全ての直轄河川**とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

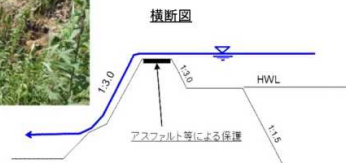
各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>
○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう**堤防構造を工夫する対策の推進**
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）>



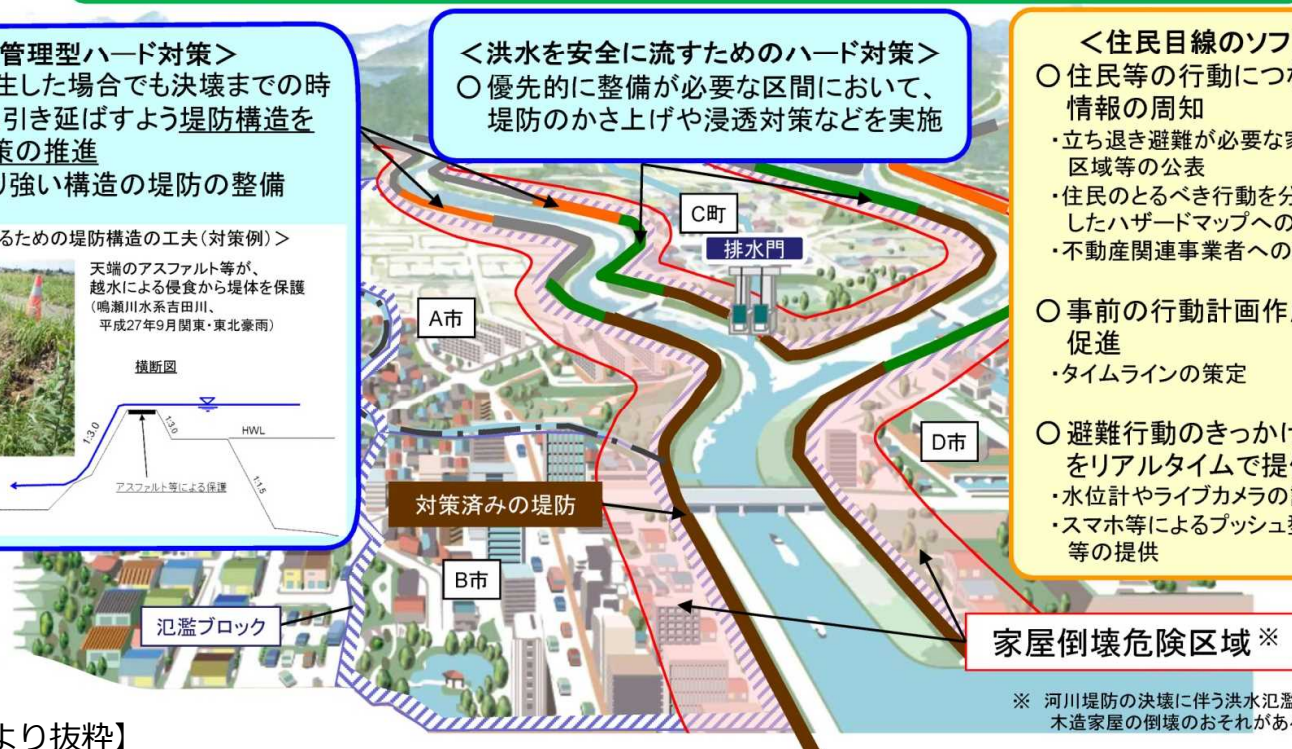
天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）



<洪水を安全に流すためのハード対策>
○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域



「水防災意識社会再構築ビジョン」の 都道府県管理河川への拡大

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川への拡大

本年の相次ぐ台風災害による甚大な被害状況等を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を更に推進するため、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を都道府県管理河川に拡大する。

1. 取組の内容

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、河川管理者、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める。

2. 協議会等の進め方

(1) 協議会の設置

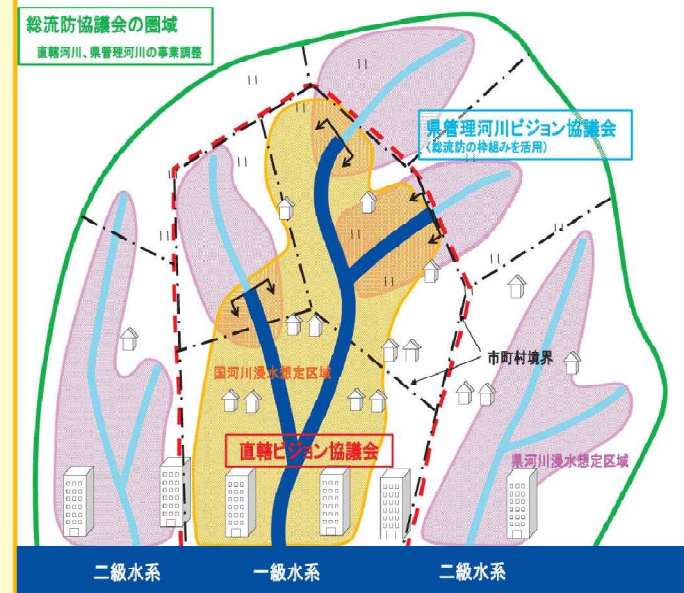
- ・洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置。
- ・総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置。

(2) 協議会の構成員

- ・都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、气象台など必要に応じて関係機関を追加。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加。
市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加。
- ・全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画。

(3) 協議会での取組内容

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②地域の取組方針の作成(概ね5年以内で実施する取組内容)
- ③フォローアップ



◎協議会の実施状況: 荒川圏域(三面川)【新潟県】(10/5第1回協議会)、雲出川圏域【三重県】(10/6第1回協議会)、肱川圏域【愛媛県】(10/20第1回協議会予定)

◎県管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局の地域河川課に設置。

【国土交通省資料より抜粋】

上川管内河川での取組について 天塩川（上流）

水防災意識社会 再構築に向けた推進体制

上川総合振興局管内

天塩川（上流）減災対策委員会

< 2市5町1村 >

（組織）

- 旭川開発建設部
- 旭川地方気象台
- 北海道警察
- 自衛隊
- 関係市町村
- 上川総合振興局



河川減災対策協議会の対象河川について

上川振興局管内（天塩川上流）の1級水系

水系名	河川名	流域の市町村
天塩川 (上流)	天塩川、新タヨロマ川、オーツナイ川、チューブス川 ポンイパノマップ川、ニセイパロマナイ川、温根別川 オロウエンベツ川、シュルクタウシベツ川、小沢川 仲線川、アベノサワ川、九線川(南8線川)、五線川 六線川、八線川、上九線川、ワッカウエンナイ川 川西五線川、中土別十線川、金川、パンケヌカナンプ川 銀川、西内大部川、東内大部川、土別パンケ川 ヌプリシロマナイ川、パンケヌカナンプ川、右の沢川 二股川、朝日六線川、登和里川、似峡川、四線川	士別市
	名寄川、矢文川、下川パンケ川、サンル川、一の沢川 サンル十二線川、幌内越沢川、桑の沢川、下川ペンケ川 三十二線川、ウシネビラ川、モサンル川、シカリベツ川	下川町
	風連別川、忠烈布川、長根川、東生川、クラヌマ川 クマウシュナイ川、トーフトナイ川、ポイントフトナイ川 イオナイ川、智恵文川、西村川、智南川、吉野川 ピヤシリ川、十線川、豊栄川、旧豊栄川、有里利川 初茶志内川	名寄市
	タヨロマ川	名寄市・士別市

河川減災対策協議会の対象河川について

上川振興局管内（天塩川上流）の1級水系 （117河川 延長715.6km）

水系名	河川名	流域の市町村
天塩川 (上流)	剣淵川	士別市・剣淵町 和寒町
	犬牛別川、イパノマップ川	士別市・剣淵町
	音無川、刈分川、パンケペオッペ川、小沢川	剣淵町
	パンケペオッペ川、六線川	剣淵町・和寒町
	辺乙部川、シブンナイ川、タツネウシペオッペ川、西和川 ワッカウエンナイ川、マタルクシュケネブチ川	和寒町
	コクネップ川、宇戸内川、パンケナイ川、ペンケナイ川 トヨマナイ川、銅蘭川、琴平川、ニオ川、サツコタン川 安平志内川、パンケシップ川、ルベシベ川、知良志内川	中川町
	頓別坊川、鬼刺辺川、物満内川、音威子府川、天北川 パンケサックル川、ペンケサックル川、ペペケナイ川	音威子府村
	シマロップ川、オグルマナイ川、オテレコッペ川 美深パンケ川、ウルベシ川、雄木禽川、十二線川、美深川 美深六線川、川西六線川、美深五線川、パンケニウブ川 パンケ十号川、新美深川	美深町

平成29年 6月 26日（月） 13:30～
第3回 天塩川上流減災対策委員会

北海道管理河川における 現状の水害リスク情報や 取組状況について

天塩川上流

北海道上川総合振興局

現状の水害リスク情報



北海道

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風について

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風について

○北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側からの上陸は、気象庁の統計開始以来初めて。

○北海道の国管理河川において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生。道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生。また、東北地方の県管理河川においては、12水系20河川で浸水被害が発生。

被害状況

【北海道】

一級水系の支川などの国管理区間において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生するとともに、道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生するなど、死者3名、不明者2名、重軽傷者13名、住家の全壊30棟、半壊・一部損壊1,019棟、床上・床下浸水927棟など甚大な被害が発生した。

【東北地方】

東北地方の県管理河川(岩手県、青森県、宮城県)では、12水系20河川で浸水被害が発生し、岩手県では死者20名、不明者3名、重軽傷者4名、住家の全壊472棟、半壊・一部損壊2,359棟、床上・床下浸水1,466棟など甚大な被害が発生した。

北海道内における主な被害状況

石狩川水系:
・22河川(台風第9、11号)
【浸水面積370ha 床上浸水1戸 床下浸水16戸】
・2河川(台風第10号)
【浸水面積69ha 床上浸水5戸 床下浸水24戸】

石狩川水系空知川(南富良野市)堤防決壊
・浸水面積約130ha、浸水家屋183戸

空知川上流(南富良野町)堤防決壊状況



台風経路図

【台風7号経路】

【台風11号経路】

【台風9号経路】

【台風10号経路】



東北地方の県管理河川の主な被害状況

久慈川、川又川、長内川(久慈市)
・越水等により、床上浸水850戸、床下浸水150戸の被害あり



H28.8.31撮影

浸水した高齢者利用施設の状況(岩手県岩泉町)

小本川、清水川(岩泉町)
・溢水・越水・決壊により浸水339ha、床上浸水723戸、床下浸水121戸

久慈市内 被害状況



小本川 被害状況



【国土交通省資料より抜粋】

北海道・東北地方の豪雨による被害の特徴

- 国管理河川の上流部や支川のほか、整備水準が低い中山間地域の一級河川の支川や二級河川において越水や侵食等による堤防決壊や溢水などによる家屋流出や橋梁被災など甚大な被害が発生。
- ・防災情報の伝達が不十分であったことに加え、中山間地域における河川特有の急激な水位上昇に伴い、要配慮者利用施設などで逃げ遅れによる被害が発生。
- ・中山間地域の河川では、河川沿いの狭隘な低平地の大部分が浸水したことにより、沿川の要配慮者利用施設や工場、家屋等で被害が発生。
- ・中小河川では、土砂の流出による河床上昇や流木等の流出による橋梁での河道埋塞などが被害を拡大した可能性。
- ・橋梁被害や道路の洗掘等により、鉄道や国道の重要路線が分断され、物流にも影響を与えたほか、生活道路などローカル交通ネットワークの途絶が頻発し、集落の分断等が各地で発生。
- ・高い全国シェアを占める農作物の産地が甚大な被害に見舞われたことにより、全国の主要市場でも価格が高騰するなどの影響が発生。



堤防の決壊による氾濫状況(石狩川水系空知川)



岩泉町乙茂地区の被災状況(岩手県小本川)

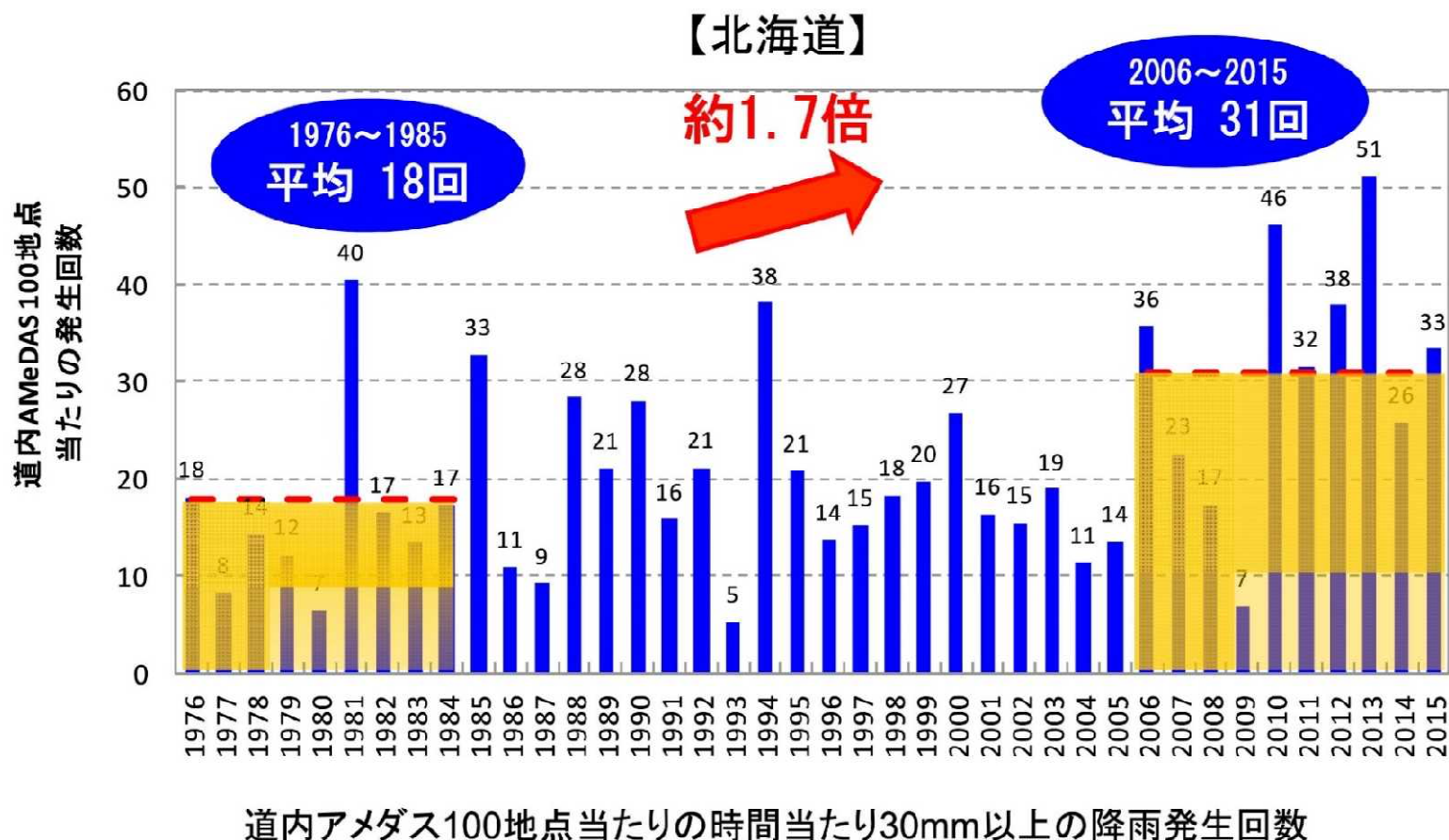
【国土交通省資料より抜粋】



近年の降雨の状況について

近年の降雨の状況(北海道)

■北海道でも時間雨量30mmを超える短時間雨量が約30年前の約1.7倍になるなど、降雨形態が変化している。



近年の降雨の状況について

7/31～8/31の1ヶ月間の総雨量は、白金（美瑛町）で726mm
この期間の総降水（雨）量は、降水量の年平年値の**約51%**

地点名	降水量年平年値（mm）	統計期間
白金	1435.3	1984～2010

出典：気象庁 降水量の年・月ごとの平年値



出典：気象庁アメダス 時間降雨量データ（期間：平成28年7月31～8月31日 地点：白金）

近年の洪水被災状況（天塩川上流）

上川管内一級河川における近年の主な洪水被害の状況



風連別川＜H28.8＞



風連別川＜H28.8＞

重要水防箇所

水系名	河川名	区間延長 (km)	流域の市町村
天塩川 (上流)	辺乙部川	16.20	和寒町
	剣淵川	27.37	士別市、剣淵町、和寒町
	犬牛別川	13.18	士別市、剣淵町
	温根別川	3.56	士別市
	シュルクタウシベツ川	1.29	
	タヨロマ川	0.20	
	川西五線川	1.42	
	パンケペオッペ川	1.75	剣淵町
	コクネップ川	0.50	中川町
	智恵文川	2.30	名寄市
	有利里川	1.20	
	豊栄川	5.14	
	美深川	2.80	美深町
	合計	76.91	

現状の取組状況



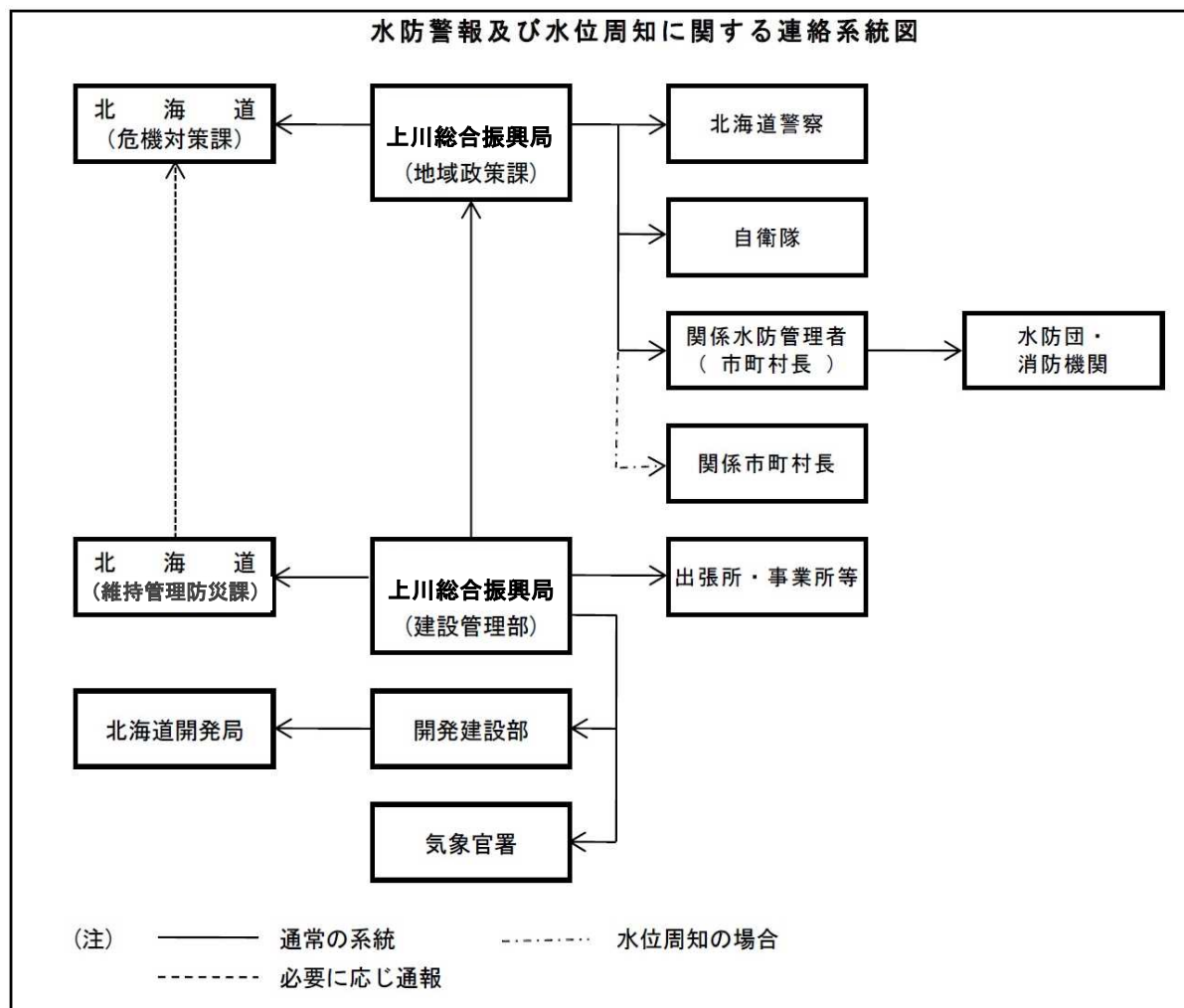
北海道

情報伝達・避難計画等に関する事項

～ 水位周知河川における水位情報提供 ～

- 水位周知河川において、避難勧告等発令の目安となる水防警報の発表等を実施。

水位周知河川（１級）＜剣淵川、温根別川、犬牛別川、辺乙部川、豊栄川＞



別表第 6-1 水防警報（洪水及び高潮）発表様式（水防警報発表時・避難判断水位到達時）

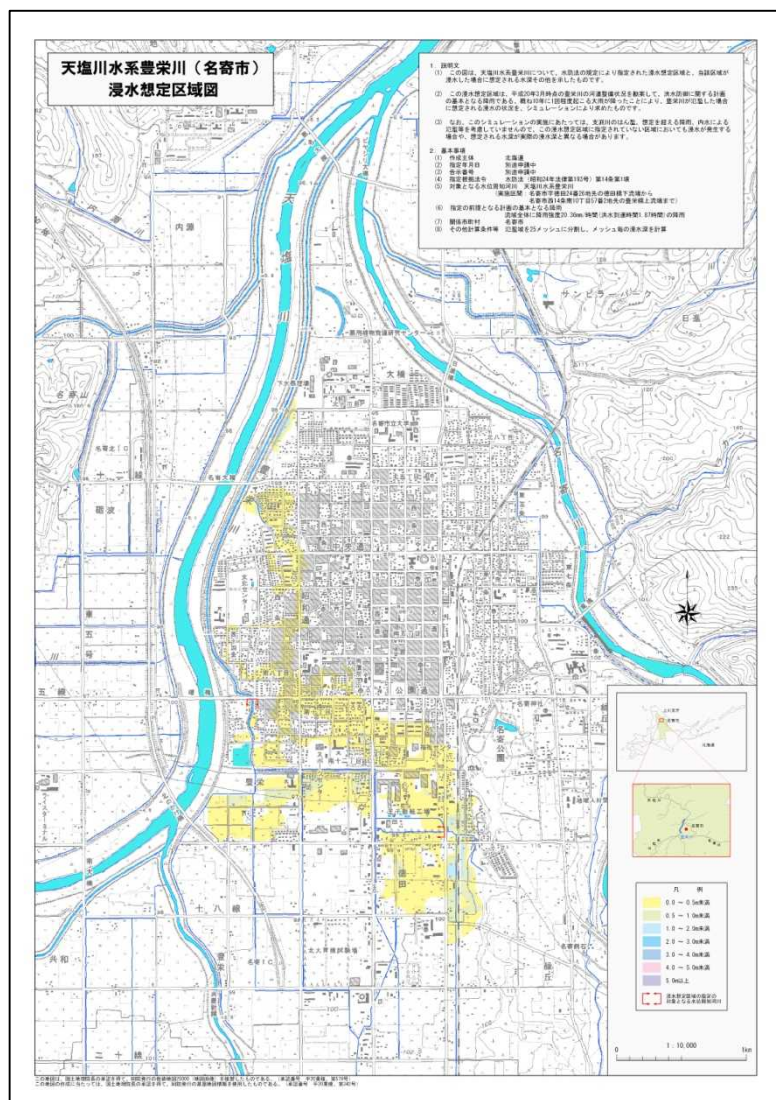
発信機関名	平成 年 月 日 時 分	実施責任者
総合振興局（振興局）		総合振興局（振興局）副局長（建設管理部担当）
河川名	警報種別	発表番号
川永川	水防	第 号
発表日時	平成 年 月 日 時 分	担当出張所名
☐ 増水する見込みです。 ☐ はん濫注意水位を（ ）m 超えており、なお増水のおそれがあります。 ☐ 引続き減水する見込みです。		
避難判断水位到達情報 避難判断水位（特別警戒水位）又は避難判断水位相当換算水位は、洪水により河川がはん濫のおそれあり、避難が必要となるおそれがあることをお知らせする水位です。 ☐ 避難判断水位（特別警戒水位）又は避難判断水位相当換算水位が（ ）m に達しました。 時 ～ 時の 1 時間に 約 m 水位が上昇し、はん濫危険水位まであと m となっています。		
水防警報状況図 添（ ）市町村の水防団は○印の対応を要します。		
建設管理部が行う連絡先	防災電話番号	備考
建設管理部が行う連絡先	防災電話番号	備考

水防警報発表様式

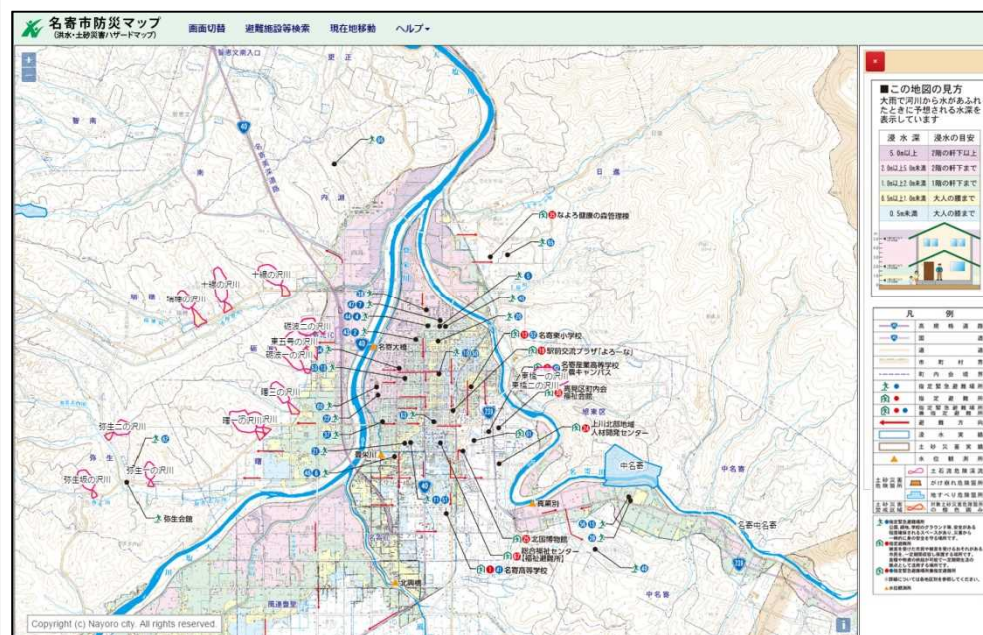
情報伝達・避難計画等に関する事項 ～ 浸水想定区域図の作成及び周知 ～

- ・浸水想定区域図を公表し、各流域の市町村長へ通知している。

水位周知河川で作成済み 水位周知河川（１級）＜剣淵川、温根別川、犬牛別川、辺乙部川、豊栄川＞



洪水ハザードマップへの活用例



名寄市洪水ハザードマップ

平成27年5月水防法改正に伴い、最大規模の洪水
に対する浸水想定区域図見直しを予定



北海道

情報伝達・避難計画等に関する事項 ～ 洪水氾濫危険区域図の作成・提供 ～

- ・ 洪水氾濫危険区域図を作成し、各流域の市町村長へ情報提供を予定している。



北海道の河川における洪水避難情報提供ガイドライン（案）H29.3

洪水氾濫危険区域図を作成・提供（218河川）
【iRICソフトを基本として既存の地形データを活用して簡便に作成】



北海道

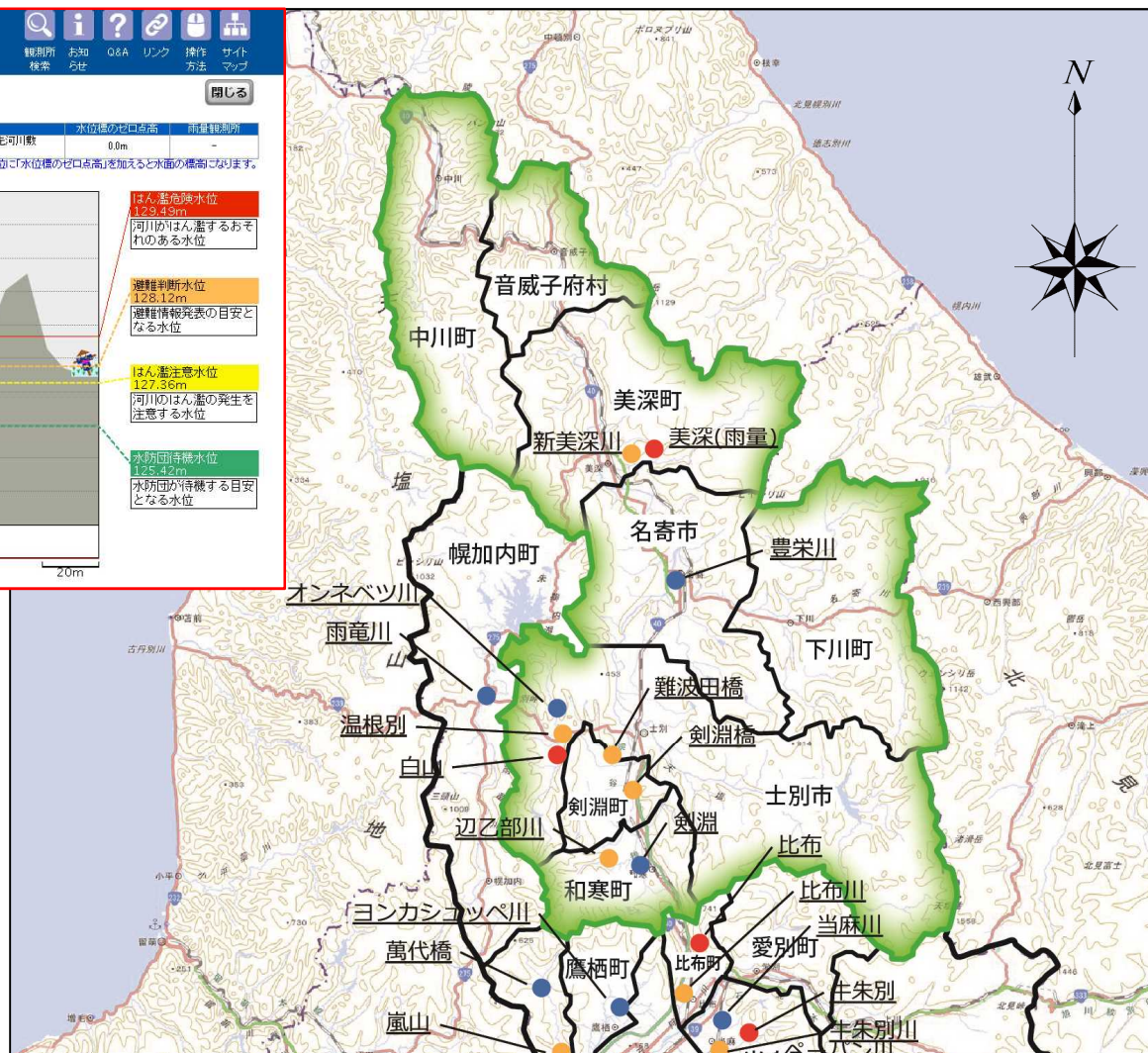
水防に関する事項

～ 水位観測データ等の公表（天塩川上流）～

- ・ 河川水位等の情報を「川の防災情報」ホームページを通じて公表



● : 雨量観測所	2箇所
● : 水位観測所	5箇所
● : 水位雨量観測所	3箇所



13



北海道

水防に関する事項

～ 洪水に備えた事前準備 ～

- ・ 河川維持管理計画に基づく河川巡視

出水期前の定期点検のほか、異常時点検として出水中及び出水後に河川巡視を実施。

- ・ 水防資材の備蓄

旭川建設管理部管内の資材ヤードに根固ブロック、土のう等の水防資材を保管。



水防資材の備蓄状況



河川管理施設の整備に関する事項 ～ 河川整備の推進（天塩川上流）～

- 水害から人命や財産を守るための河川整備

流下能力が不足している
河道に対し、流下断面を
確保するための河道掘削
や伐開、堤防整備を実施。



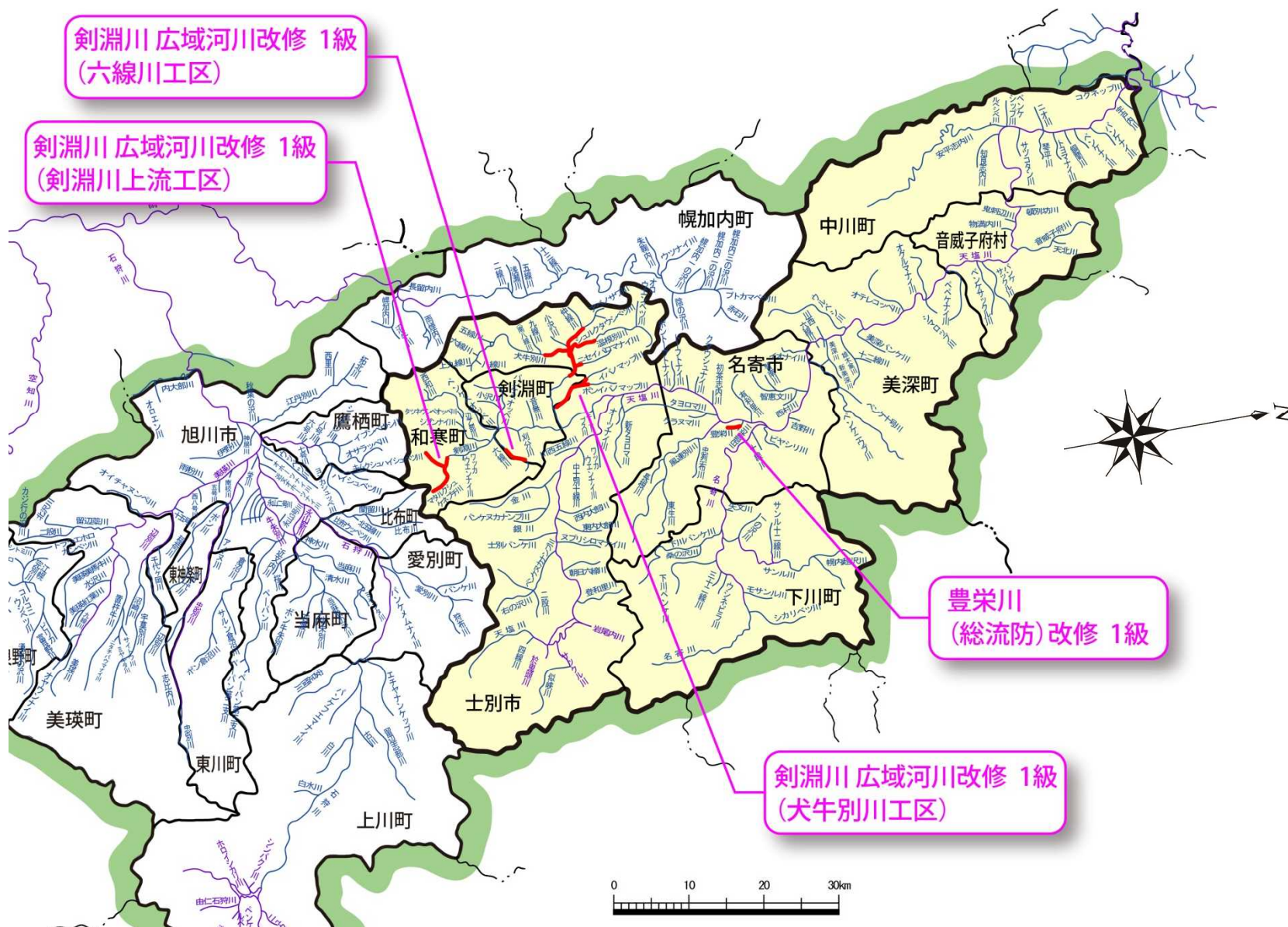
河川名	市町村名	施工年度	事業概要
剣淵川上流	和寒町	H14 ～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工、道路橋 サイフォン工等
犬牛別川	士別市・剣淵町	H8 ～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工等
六線川	剣淵町・和寒町	H25 ～	掘削工、護岸工、道路橋、排水工等
豊栄川	名寄市	H14 ～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工、道路橋等



北海道

河川管理施設の整備に関する事項

～ 上川管内（天塩川上流）の主な河川事業実施箇所 ～



「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

（1）水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

（2）円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等（他4項目）

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等（他2項目）

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備（他1項目）

（6）減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等（他3項目）

（3）的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等（他2項目）

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

（4）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

（5）河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等（他3項目）

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表			
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ			



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）

○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ

○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施

○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。	・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			

防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手

○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	・平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援 ・国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有		引き続き、防災教育の実施を支援		
学習指導要領改訂 平成29年3月31日	（平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間） （平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施）				63

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

※都道府県管理河川については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言とする。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(1)大規模氾濫減災協議会の設置		
・大規模氾濫減災協議会の設置	【国・都道府県管理河川共通】 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 【国管理河川】 - 平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 【都道府県管理河川】 - 平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。	【国管理河川】 - 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。 【都道府県管理河川】 - 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。 ※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。 【国・都道府県管理河川共通】 - 毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。 - 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【国管理河川】 - 国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。 【都道府県管理河川】 - 都道府県管理河川ではホットラインを12県249市町村で構築。 - 平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。	【都道府県管理河川】 - 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 【国・都道府県管理河川共通】 - 毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国管理河川】 - 平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。 - 全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 (※1) 市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2) 要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応 【都道府県管理河川】 - 平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。 - 平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 - 平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。	【国管理河川】 - 平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 - 平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 - 毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 - 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。
水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 - 平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 - 平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。	【都道府県管理河川】 - 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 - 平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) - 毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。
ICTを活用した洪水情報の提供	【国管理河川】 - 平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 【国・都道府県管理河川共通】 - 平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。	【国管理河川】 - 平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 【都道府県管理河川】 - 都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。

実施する施策		これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。(平成29年6月までに全47都道府県で実施済み) ・平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)を作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災害:7,325施設(重複含む)[※])における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数) ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 【国管理河川】 ・平成29年6月までに全109水系において作成・公表。	【都道府県管理河川】 ・平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。

実施する施策		これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・水害ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。
	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。
	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項		
・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト^(※1)で開発中の危機管理型水位計^(※2)による試験計測を開始。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間^(※3)に設置完了。 (※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2) 低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計 (※3) 平成28年1月時点	＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。

実施する施策		これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・平成29年3月までに河川防災ステーションを48水系53河川94箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・平成29年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整。
(3) 的確な水防活動のための取組			
① 水防体制の強化に関する事項			
	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国管理河川】 ・平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。
	・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。
	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。
	・水防団間での連携、協力に関する検討	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 【国管理河川】 ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
・浸水被害軽減地区の指定	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(5)河川管理施設の整備等に関する事項		
・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、優先的に整備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点で、184km実施。	【国管理河川】 ・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。
・ダム再生の推進	【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国20ダムで実施。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
・樋門・樋管等の施設の 確実な運用体制の 確保	＜操作が不用な樋門等の導入＞ 【国管理河川】 ・平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。
・河川管理の高度化の 検討	【国管理河川】 ・平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト^(※1)で開発中の陸上・水中ドローン^(※2)および全天候型ドローン^(※3)による試験飛行・試験計測を開始。 (※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2) 陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3) 降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン	【国管理河川】 ・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。
(6) 減災・防災に関する国の支援		
・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。 (ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象)	【都道府県管理河川】 ・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。
・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。
・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。 ・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。(平成28年実績18回) ・平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。
・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国管理河川】 ・平成27年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(平成27年12月、社会資本整備審議会答申)及び『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(平成29年1月、社会資本整備審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「流木や土砂の影響への対策」、及び「近年の降雨状況の計画への適切な反映」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

平成29年4月（出水期前）減災対策委員会 幹事会

- ・ 道管理河川の追加について確認（経緯、要領改定 等）
- ・ 道管理河川における現状の水害リスクや取組状況の確認
- ・ 平成28年度進捗状況フォローアップ（各機関の進捗状況確認）
- ・ 今後のスケジュールの確認



平成29年6月（出水期前）減災対策協議会

- ・ 同 上



適宜 減災対策協議会 幹事会

- ・ 道区間における現状の取組状況と課題の確認
- ・ 国＋道管理区間を対象とした、概ね5年以内で実施する取組方針(案)について確認



平成29年度内 減災対策協議会

- ・ 道区間における現状の取組状況と課題の確認
- ・ 概ね5年で実施する取組方針（国＋道管理区間）の策定



- ・ 以降、出水期前に毎年協議会を開催しフォローアップを実施
- ・ 取組方針についても必要に応じて見直し